

旭川市報道依頼

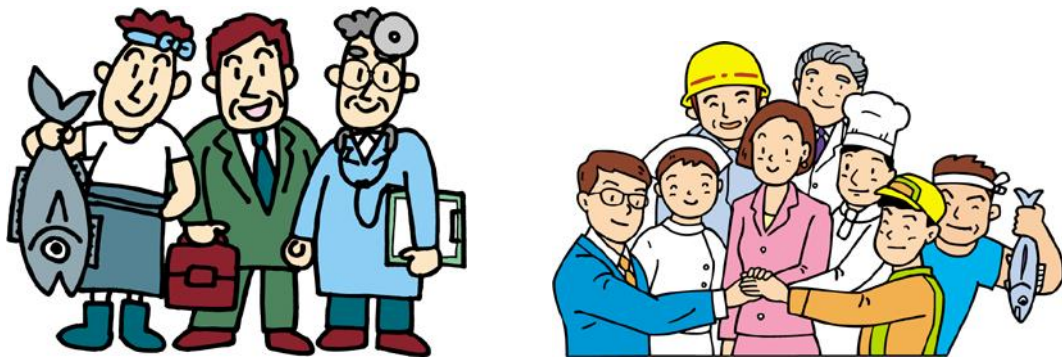
各報道機関 様

発表日	平成28年 7月15日
発信課	環境部クリーンセンター
担当者	ごみ減量係 高井
連絡先	電 話 (0166) - 36 - 2213
	FAX (0166) - 36 - 4239
	E-mail seisouoffice@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	募集
日 程	7 月 15 日 ~ 9 月 30 日
発表項目 (行事名)	旭川市ごみ減量等推進優良事業所を募集します
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>1 制度の目的・概要 ごみの減量・リサイクルなどに積極的に取り組む事業所を認定し、その活動を周知することによって支援する制度です。 認定は、ゴールド、シルバー、ブロンズの3段階に分けて行い、認定を受けた事業所には、ステッカーと認定証をお渡しするほか、印刷物に認定マークを使用することができます。また、ホームページで各事業所名を公表することで、イメージアップを図ることができます。</p> <p>2 募集の対象 ごみの減量等に積極的に取り組んでいる市内の事業所、事業者及び事業者団体</p> <p>3 申請方法及び締め切り 所定の申請書に記入の上、環境部クリーンセンターごみ減量係まで提出 平成28年9月30日(金)必着</p> <p>4 審査方法 ブロンズ・シルバーについては、認定基準に基づき認定。ゴールド事業所については、審査会による審査を行った上で認定します。 (いずれも現地調査いたします)</p> <p>5 認定式 ゴールド認定を受けた事業所には、認定式を行い、認定証をお渡しします。</p>
添付資料	<p>有 旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定制度のチラシを添付します。 ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。</p>
報道(取材)に 当たってのお願い	
備 考	

旭川市ごみ減量等推進 優良事業所認定制度

地球にやさしい取組で
いい職場・いい会社をつくりませんか？



◆ こんな制度です

ごみ減量やリサイクルに取り組む事業所を、取組内容に応じて「ゴールド」「シルバー」「ブロンズ」の3段階で「ごみ減量等推進優良事業所」として認定し、市が支援を行うとともに市民にPRしていく制度です。

◆ 認定のメリット

市が交付するステッカー、認定マークを使用することで取組をアピールでき、市のホームページにも事業所名が掲載されます。

そのほかにも…

- ◎ 会社のイメージがアップします。
- ◎ 職場で一丸となって取り組むことで、職員の連帯感が向上します。
- ◎ 物品の効率の調達、廃棄量の減量が進めば、経費の削減にもつながります。
- ◎ 社会貢献推進企業として、市の入札・契約制度において優遇措置の対象となります（優良事業所認定後、社会貢献推進企業登録申請が必要です。詳細は契約課制度担当 TEL25-5736 までお問い合わせください）。

◆ 認定を受けるためには

認定申請書に記入の上、提出してください。

お問い合わせ : 旭川市環境部クリーンセンターごみ減量係 36-2213

区 分	要 件	ブロンズ ☆	シルバー ☆☆	ゴールド ☆☆☆
1. 発生・排出抑制(リデュース)の取組	① 詰め替え品の利用励行及び使い捨て品の利用抑制	1項目以上取り組んでいる	4項目以上取り組んでいる	シルバー認定の要件を全て満たし、審査会における審査で、特に優秀な取組を行っていると認められる
	② 紙の発生抑制及び再利用推進			
	③ 生ごみの発生量抑制の工夫			
	④ 長寿命品の積極導入・長期使用			
	⑤ 物品調達・管理の工夫			
	⑥ その他			
2. 再使用(リユース)の取組	① 消耗品の再利用の工夫	1項目以上取り組んでいる	2項目以上取り組んでいる	
	② 備品類の長期使用・再利用の工夫			
	③ その他			
3. 分別・再生活用(リサイクル)の取組	① 基本的分別の徹底と工夫	①を含む1項目以上取り組んでいる	①を含む2項目以上取り組んでいる	
	② メーカー回収や自主回収の活用			
	③ 独自リサイクルの実施			
	④ その他			
4. 資源循環に関する取組	① 再生品の積極利用	なし	1項目以上取り組んでいる	
	② 再生品の積極提供			
	③ その他			
5. 拡大生産者責任または関係者に対する取組	① 関係者(取引先や顧客等)へのごみ排出量抑制への工夫	なし	1項目以上取り組んでいる	
	② 関係者(取引先や顧客等)に対するリユース・リサイクル機会の提供			
	③ その他			
6. 持続的活動の展開	① 組織的取組	なし	1項目以上取り組んでいる	
	② 啓発活動の実施			
	③ その他			
7. 各種施策への協力状況	① 廃棄物処理を正しく行っている	①②に必ず取り組んでいる	①②に必ず取り組んでいる	
	② 多量排出事業者の場合、計画書提出等を行っている			
	③ その他、市が行う施策に協力している			
8. 状況把握	① ごみの発生量、資源化率を把握している	なし	取り組んでいる	

◆特典

ブロンズ ☆	シルバー ☆☆	ゴールド ☆☆☆
<ul style="list-style-type: none"> 認定ステッカー、認定証 ホームページで事業者名の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 認定ステッカー、認定証 ホームページで事業者名公表 ホームページにリンク設置 	<ul style="list-style-type: none"> 認定ステッカー、認定証 認定証交付式 ホームページで取組紹介 ホームページにリンク設置

お問い合わせ：旭川市環境部クリーンセンターごみ減量係

TEL 36-2213 / FAX 36-4239